

よくある質問（免許状関係）

よくある質問についてテーマ別に回答しています。以下の質問以外にも疑問点や相談があれば教職課程センターにお問い合わせください。

※教育職員免許状は「免許状」と表記しています。

No.	質問	回答
1	免許状とは何ですか。	学校教育法で定められている学校のうち、大学と高等専門学校をのぞいた、小学校・中学校・高等学校の教員になるために必要な資格です。
2	専修免許状、一種免許状とは何ですか。	専修免許状とは、修士の学位を有することを基礎資格とした免許状であり、本学の大学院で取得できる免許状のことです。 一種免許状とは、学士の学位を有することを基礎資格とした免許状であり、本学の学部学科で取得できる免許状のことです。
3	成蹊大学で取得できる免許状は何ですか。	本学で取得できる免許状は、所属する学部・学科・大学院の専攻によって異なりますので、以下のページを参照してください。「本学で取得できる免許状の種類と教科」
4	免許状はどのような手続きで取得できるのですか。	免許状は、本来は免許を受けようとする者本人が個人的に教育委員会に申請し交付を受けるものですが、年度末にあたり、授与権者である東京都教育委員会での免許状申請業務が集中するために、短期間に申請を受けることが不可能となっています。そのため、大学と東京都教育委員会とが連携して、大学が取りまとめて申請処理を行うことを「教育職員免許状一括申請」といいます（この時期に行わない場合、個人申請となります）。手続きは10月頃に行なわれる一括申請手続きをおこない、所要資格を満たすと、学位授与式当日に免許状が交付されます。
5	高等学校の免許状のみを取得希望ですが、中学校の免許状も取得した方が良いですか。	中学・高等学校を併設する学校が増えていること、教員採用試験等で両方の免許状を取得していることが受験資格となっている場合もありますので、できるだけ取得した方が良いでしょう。
6	卒業までに免許状を取得できなかった場合、卒業後に取得することはできますか。	卒業後、科目等履修生として不足単位を修得すれば免許状を取得できます。本学大学院に進学した場合も本学の科目等履修生として不足単位を修得すれば免許状を取得できます。
7	大学在学中に教職課程を履修していませんでした。大学院に入学してから免許状を取得することはできますか。	本学大学院生を対象とした、科目等履修生制度により取得することが可能です。ただし、教職課程を大学院ではじめて履修する場合、教職課程センターによる選考があります。また、2年間以上の履修が必要になります。大学院生による教職課程の履修についてはさまざまなケースがありますので、必ず履修を希望する前年度中に教職課程センターにご相談ください。

-
- 8 免許状を紛失してしまい「教育職員免許状授与証明書」が必要だと言われました。成蹊大学で発行してもらえますか。
- 本学で発行することはできません。免許状を発行した各都道府県の教育委員会で発行しています。
(参考) 東京都教育委員会「教育職員免許状授与証明書の申請」
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/static/kyoinsenko/menkyo/m_shokumen.html
-